

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部
〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602
TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

☞ 女性社員の活躍推進のための制度について

近年では、実質的な男女均等取扱いの実現のために、女性社員の能力発揮について積極的に取り組み、業績の向上につなげている企業も増えています。本記事では、女性社員の活躍推進のための制度等について、解説いたします。

◇両立支援 ～避けては通れない、産休・育休制度～

・産前休業

出産する女性の請求により開始。

出産予定日の6週間前（多胎妊娠は14週間前）から取得可能。

実際の出産が予定日より早ければ、それだけ短縮、逆に予定日より遅れた場合はその分だけ延長（出産当日は産前休業に含む）。

・産後休業

出産の翌日から数えて8週間取得可能（初め6週間は必ず休業させ、その後は医師が支障ないと認めた業務の範囲で、本人の請求により就業可能）。

・育児休業

原則、1歳に達する迄の子について取得可能。一定の理由による延長は1歳6カ月に達するまで取得可能。

※育児休業の申出を拒むことはできません（労使協定で法令に基づく除外者の定めをした場合を除く）。

◇キャリアプラン ～社員の意識を把握～

女性社員のキャリアプランは、特に出産を契機とした場合、大きく3種類に分かれます。

1. 再就職：いったん離職し、出産・育児後に再就職
2. 就業継続：出産後も就業を継続し、育児と仕事に並行して取り組む
3. 専業主婦：離職し、家事育児に専念

調査によれば、出産前に仕事をしていた女性の約6割が出産を機に退職しています。また、直近20年間、この割合には殆ど変化がないことも見逃せません。

社内での両立支援制度がある中で本人が退職を希望するのであればまだしも、そうではなく本人の就業継続の意思に反して、会社側が退職をほのめかす言動をとっていることはありませんか？会社側では定期的な面談や社内相談窓口を通じて、常日頃から社員の意識を把握しておくことが望まれます。

◇女性管理職の登用 ～会社の意向を発信し、浸透へ～

女性社員の定着率向上・能力発揮のための更なる目標は、女性社員の活躍の場を広げることですが、女性社員の活躍が推進されている状態は、以下の2点と考える企業が多いところです。

- ①課長、及び課長相当職以上の職位につく者が増えること
- ②職位に関係なく女性社員の仕事に対するモチベーションが高いこと

しかしながら、このような目標を掲げるものの、実際にはうまく機能していないケースも多く見受けられます。具体的には、次の課題が挙げられます。

「女性社員の昇進意識が乏しい」、「難しい課題を出されると敬遠されやすい」、「既存の管理職社員

の理解が不足している」など。

女性社員の活躍推進のためには、まずは会社側（経営トップ）が明確なメッセージを社員に対して発信することが大切ですが、活動推進の専任者や、専任チームを設けるとより効果的です。現状分析から始め、具体的な計画を作成し、定期的なチェックを行い、目標が達成されていない場合は、その理由を分析し、次の行動につなげます。このようなPDCAサイクルを回して行くことが、女性社員の活躍推進のための第一歩だと言うことができます。

参照：「東京産業労働局（働く女性と労働法 2011 年版）」・「内閣府（平成 23 年版 子供・子育て白書）」・「財団法人日本生産性本部（コア人材としての女性社員育成に関する調査）」

☞退職前に有給消化し、出社しない社員の保険証回収は？

Q

4月末で退職したいと、退職届を持ってきた従業員がいます。今後は、たまった年次有給休暇を消化し出社する予定はないため、この際、健康保険の被保険者証を返還してもらったほうがいいでしょうか？

A

資格喪失の時点で回収
健康保険の被保険者資格を喪失するのは、原則として、次の各号のいずれかに該当した日の翌日です。

1. 死亡したとき
2. その事業所に使用されなくなったとき
3. 臨時的雇用に切り替わるなど、適用除外になったとき
4. 任意適用事業所が、認可を受け脱退したとき

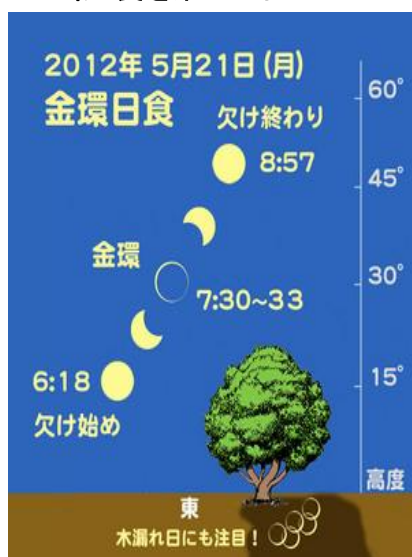
退職は、上記2に該当します。「使用されなくなったとき」とは、事実上の使用関係がなくなった日を指します。

事実上の使用関係をみる場合、賃金が判断材料になります。

例えば、休職していても、給料の支払いを受けているときは被保険者のままです。残った有休を消化しているときも、各日ごとに賃金が支払われます。結局、有休を消化し終えた退職予定日まで、被保険者資格は続きます。

有休取得中に負傷したり病気を発症しないとも限りませんから、資格を喪失した時点で被保険者証を回収すべきです。早めに回収したとしても、その時点で資格喪失手続きを取ることはできません。

金環日食を楽しみませんか？



関東の太平洋側を中心に5月21日朝、太陽と月が重なる金環日食が観察できます。金環日食は大変狭い範囲でしか見ることができないため、めったに見ることが出来ない珍しい現象です。日本の陸地に限ると、金環日食が観察できるのは、1987年9月23日に沖縄本島などで見られた金環日食以来のことです。次回も2030年6月1日に北海道で見られる金環日食まで、18年間起こりません。なんとか好天を願いたいものですね。その時は太陽光から目を保護するのは忘れずお願いします。日食の始めは朝の7時半前からです。

今月のお知らせ

児童手当拠出金率が改定されます。

平成24年4月分(平成24年5月31日納期限)から。
1,000分の1.3(0.13%) ⇒ 1,000分の1.5(0.15%)

お気軽にご相談ください